

高坂家(日本農業史の研究)

「日本農業史の研究」の著者の小林平左エ門(農林省役人)は、昭和9年3月に長野県南向村大草の沖田の高坂徳風(当時68歳)を訪ねた。日本の隷属小作農のうち特異の存在である被官百姓や室町・戦国時代から徳川時代を経て続いてきた被官の主家の実態を究明した。徳風の説明を受けながら、古文書(高坂文書)を閲覧して史料を収集した。この高坂文書は多くの謎に包まれている。

『高坂家のことを裏づける史料がないのは、未亡人^{りど}里登のとき宗景の妹^{きを}喜緒他家に嫁していたが、貴重史料を婚家に借用搬出、その婚家、祝融氏の災いにあったがためと見られる。』と記している研究者がいる。里登は、文化元年(1804)生まれで高坂源一郎(宗景)の妻。

然しながら、史料は燃えていなかった。多分、婚家の文庫蔵^{ぶんこくら}に保管されていたのであろう。そのため、小林平左エ門が徳風宅で史料を見ることができたわけである。その後、何が起きたのかは全く不明だが、また外部へ流出してしまった。現在は、第三者により同じ県の公的機関に寄託されている。「日本農業史の研究」のp210、220に記されている大草村高坂源五郎^{ほうれき}が寶暦13年(1763)に大河原村前島家に差入れた證文(写し)が、当機関に収蔵されていることから明らかとなった。量がとても多いので、家人が処分をするということは、到底考えられないが、ゴミと間違えられて燃やされなかったのは、不幸中の幸いと云わざるを得ない。文書を残すことは、「名誉を守る最後の方法」とか「民主主義の基本」と云われており、代々続く家の古文書は、その家の魂・名誉である。貴重な民間の古文書が、所有者の代替わりや建物の解体等に伴い散逸・流出するケースが続いており、専門家や学会からは法的な文化財保護の強化を求める声が根強くある。

深刻な社会問題となっている。

(川端紅葉著 2026・3・7)

われ／＼は兵農分れざる昔の時代の武家と家來の農家の生活狀態を、いまに於て想像することは容易の業でないがここに身近かなる信州伊那の山間地帯に、形態や氣分は相當に變つたとしても、この關係を想見するに足る被官農家の遺制を發見し、こゝに古い歴史の一斷面を眼の前に眺め得ることは、誠に興味深き限りである。これは一般歴史學の研究者に對しても有益なる資料であらうことを信ずる。

私は曾て「信州伊那の被官百姓」の論文中で「被官百姓に對する小作料は一般に他の小作人の小作料よりも稍安くなつて居り、現在に於ては、登記はしてないけれども、被官關係に附隨して當然永小作權が生じたものと、地主も小作人も認めて居る。發生原因が人的關係から來た特殊のものだから小作權の賣買は行はれぬけれども、耕地の轉貸は地主に無斷で行はれる」と述べて、人的の主従關係から發達した永小作權、入會權の存在を論じたのであつたが、昭和の時代に至り、小作地の解放、山林原野の入會權整理等々に關連して、此の被官慣行が漸次消滅の運命に至れることは當然のことと言はなければならぬ。

以下節を改めて、高坂家、金野家、下平家、桑原家について主家と被官の關係を説述する。

第二 高 坂 家

一 御館の家系

高坂家は上伊那郡南向村大字大草の沖田部落に居を構えている。昔は「香坂」と書いたものである。その系圖書によれば、清和源氏の末流信州海野氏の一族で先祖は小縣郡や更科郡牧島等に住み、香坂右近允宗種は永享年間結城戦場の軍功によつて感狀を賜はり、信州大草郷の地頭職であつた。次いでその子孫の大草城主大草庄三郎宗像(註一)（入道休(註二)

齋は武田信玄の信州攻略の際に、伊那の諸城主と共に降参して甲府に隨身したが、武田氏滅亡後は北條氏直に加勢し後徳川氏に属した。また香坂右近介宗澄は天正十三年八月上田の眞田昌幸が徳川氏に叛いた時に大久保七郎右衛門忠世の下知によつて軍兵を従へ小縣郡に出陣し、文祿年間大草郷二千二十一石の地頭職であつた。寛文年中に香坂五郎右衛門宗久は家を失ひ大草村の農長と成り郷士となつた。その弟香坂與兵衛宗通、香坂角兵衛某の兩人共に奥州會津城主保科肥後守に奉仕したと記載してある。兄は失職士着して郷士の御館となり、弟達は會津に行つて武士として仕へたものと思はれる。

系圖の古い時代の事の眞偽は判らぬが、香坂氏が信州伊那の舊族であつたことは、南北朝時代、後醍醐天皇の皇子宗良親王の御家集に、伊那の大河原の豪族香坂高宗が忠誠を盡したことを記して、

信濃國伊那と中山里にとしへて住侍しかは今いつかたの音信もたえはてゝ同世にありともきかれハやなとおほえし比よミ侍べる
われを世にありやとハ、しなのなるいなとこたへよ嶺の松風
大河原と申侍し山の奥をも又立て侍しに行末もいかゝなと申て香坂高宗なとしきりにとゝめ侍しを猶ふりすてゝ出侍しにそなたとおもひしかたも又さうする事あり

とある。親王は三十餘年間、大河原（現在は大畠村）などに居られて南朝のため畫策されたのであつて、それを助けた香坂高宗はこの香坂氏の一族であつたと思はれる。大草村日曾利部落の香坂家は沖田の高坂氏の別家だと言はれるので、不服のため兩家の間に本家分家の訴訟を起して争つたこともあると云う。

古い系圖のことは眞疑は判らぬが、此の香坂の一族が戰國時代に大草郷の地頭職を勤め、領主となり、この地の館に居し、遂に郷士になつた経路が窺はれる。香坂一族が甲越の戰、北條氏に加勢、眞田攻めの小縣郡出陣の際の如きは常に二、三十人位の郎黨軍兵を引具したというから、此の戰國時代の武士達は、平生は主人も家來も郷にあつて農耕

に従事して居り、一朝事ある際には甲冑を着け旗指物を持つて主従一隊となつて戦場に出陣したものである。兵農分れざる時代の土豪とその下人家來の生活はかくの如きものであつたであらう。

沖田は以前の記録には沖多と書いた。高坂氏の現居宅の近くに元の館跡があり、之を北の館といつたところから、御北と言ひ、それが遂に沖多、沖田に轉化したものであらうと言はれる。現在蠶種製造家である高坂徳風氏はその家號を御北館と稱しているが、その名の由來も家系の名残をあらはしたものである。

註 (一) 小笠原殿え國もちをう里やう被成候今度脇の者七

ッハツ一撥の組をたて申候條殿もくみに被成候如件

永享四年十一月 中澤左衛門尉

香坂宗たね殿

(二) 其表及勢遣候處早々忠信感悅候彌向後別而走廻事一

ニ候猶安房守可申立候謹言

九月十二日

大草休齋

氏 直(花押)

(三) 定

信洲伊那邊之内大蔵之大坊分貳拾九貫四百八拾文之所被ニ下置之間、彌奉公不レ可有ニ疎略、但於寺家指置、相應之住侶修道勤行等無ニ怠慢ニ様可ニ申付由被仰出者也仍如件

天正九年辛卯月五日

小原丹後守

香坂右近助殿

奉之

(四) 定

高頭

合貳千貳拾壹石八斗

六ツ取

千貳百拾三石九升

物 成

文祿二年五月十三日 令以

大草山里己ノ年御年貢納事

京升五斗入打米共ニ

合貳千五百六拾六俵壹斗三合

此内九百九拾九俵壹斗三升六勺者大豆

右之分庄々ニ請取相濟者也

仍皆濟如件

文祿三年午

九月十三日

香坂右近助殿

篠江勝次(花押)



第二章 伊那の被官と主家の個別的研究

二 御館の呼稱と被官の隸屬

御館のことは、被官から主家を呼ぶ場合に、「館」^{やつかた}、「御館」^{おんやつかた}、「御家」^{おいえ}、「大家」^{お、や}など、言うが、諸記録には名主、庄屋、長百姓などもある。尤も元和、寛永の頃には名主庄屋でなく、「肝煎」と書いた文書が見られる。高坂徳風氏の談にて「以前に新聞記者や郡役所の人などに、自分が、被官の主家のことを「御館」といふ話をしたので、それ以來「御館」の文字が廣く使用されるようになったと思う」とのことである。

被官のことは公私共に普通は「被官」(ひくわん)と書いてあるが、寶曆十三年の證文に「惣被官門屋共一統」「一統門屋共」と記載したのが見られる。これは大河原村前島家へ沖田の源五郎から差入れた證文だから大河原村で「門屋」といふので此の證文に「被官門屋共一統」と書いたのであらうかと思はれる。

沖田高坂家の主家と被官の關係は、譜代の主從關係が傳統的に残り、兵農分れざる時代から、土豪に隸屬してきた家來の農家の姿を偲ぶに足る典型的の形態があると思う。武田氏の支配下に屬し、甲州法度を遵奉したと思はれる此の地方に、地頭から郷士、百姓になつた主家と、それに隸屬した被官農家の存続した有様がよく窺はれるのである。

文祿二年の大草郷の地頭であつた香坂右近之助の支配領地の石高は二千二十一石八斗であつたが、此の中の一部分に香坂氏の名田地が存在したのである。土着の百姓になつた沖田の高坂家が徳川時代になつてから、寛文の頃に名田として所有していた石高は三百石程度であつて、この三百石の名田の領主氣分であつた御館の家は、幾度か波瀾盛衰の歴史を展開したが、その時々々に名田所有地と家來の被官農家の保有に努め主從とも／＼にこれを守り來つた跡が見られる。

元禄十三年の大草村東福寺寺領のことを書いた文書の中に、祈念旦那二十七人とあるが、この寺は高坂家縁故の寺であるから、その二十七人の旦那の中には被官の人達が数えられるのかと思はれる。沖田耕地の被官の家数二十六軒とほぼ一致するのである。これが室町時代からの譜代の被官農家であつて、主家に隸屬して家來の關係を強く保ち續けて徳川時代に入つたのであらう。そして主家が名主百姓となつたので、被官はその隸屬者として一段下の階層に置かれた姿になつたものと思はれる。

元禄時代の證文に、本人千助家來角右衛門又は高坂千助様御内山田角右衛門殿と書いたもの、本人千助、千助内角右衛門、同佐平、同甚右衛門、同與左衛門と書いたもの、賣主休悦、休悦内又兵衛、同九郎右衛門、同甚右衛門と連名記載したものがある。これは被官たる農家としてではなくて、御館の家に勤務する家來(下人)であつて、番頭のような、主人の代理人として主家の事務に當つたものである。御館の家には斯の如き執務者を一人又は數人置いたこともあると見られる。

この御館の家に居た番頭は、被官のうちから選拔されて勤務したものもあるが、また他の筋から來たものもあるかと思はれる。文書の中に高坂千助様御内山田角右衛門殿とあるものゝ如きはそれである。そして家來の名を以て他の親類の名主衆と交渉を重ねた文書を見ると、御館の主人の老齡又は幼弱等の際に、主人に代りて執務する相當權力をもつたものと見られる。そこで此の番頭が横暴であり權力を振り廻はしすぎるというので、總被官の連名を以て、主人並に親類衆に宛て、此の番頭の免職方を陳情したこともある。この陳情書に於て問題にされた長右衛門は被官の中から出た被官頭ともいふべき者かと想像される。

また八十餘歳になつて餘命幾干もなきことを自覺した主人の高坂道白が、貞享年間にその後繼者に宛てた書狀を見

ると、祖先傳來の三百石の田地を失はぬように、そのためには被官を懇ろに保護すべく、被官の身代の立て直しや家の修理も面倒みてやり、被官一人も潰れないようにせねばならぬ、三百石の田地の役人（賦役人）がなくては御館の經濟が成り立つものではない、と諭してある。

これ等のことから見て、主家の存続とその名田耕地の維持のために、被官の從屬奉仕が如何に重要な役割を演じたものであるか判るのである。

註 (一) 御訟訴申上候事

- 一 且那樣御身代御成不_レ被_レ成御田地御賣被_レ成候事は長右衛門殿まかない惡敷仕候故ニ而御座候、志さいは去ル末ノ年ほりの田代金九兩ニ長右衛門賣申時分、甚右衛門庄右衛門申候ハ且那樣御ためニ御座候ヘハ代金拾貳兩ニ買申者御座候ニ付長右衛門方ヘ相談申候ヘハ、長右衛門がてん不仕九兩ニ賣申而御せん立申候御ためあしく奉存候
- 一 此度かす畑田地御賣被_レ成候ニ付、外ニものそみ申方御座候へとも、かくしたてあいたい賣ニ仕候ハ、是も御そんと奉_レ存候、世間ニ而ハ田地賣申ニハ、人々にしらせりニも仕、其上賣申時分も御座候ニ、四五月ニ罷成賣申事ハ御ためあしく奉存候
- 一 且那樣之御手作ふてきニ御座候志さいハげすはいを夜々大分ニにない出し、我か作物之こやしニ仕候故、御手作よりも殊之外能出き申候、是も御ため惡敷奉存候
- 一 かりしきも、前平ニ而御からせ被_レ成候時ハ、まつ能か
- しきを先立而我か田ヘかり取、惡敷草を少し御手作ヘ入申候故、御手作やせ候、是も御ためあしく奉存候
- 一 大林方御たき木御きらせ被_レ成候時ハ能木をえり取りニ仕、道筋之家々ニ預ケ置候し候而手前ニてたき申候、右之たき木之本木ハいたごニ仕、是も道筋之家々に預ケ置申候、御たき木ニハ惡敷木ゑだはを、御たい所ヘ入申候是も御ため惡敷奉存候
- 一 たきぶ志んの時分ハ、其人足共ニ、先行かけに我か作場志ことを爲_レ致候而、たきふしんニハおしく入不_レ申、人足大せ遣申候、是も御ため惡敷奉存候
- 一 ぜにのあをそ御かりよせ被_レ成候時ハ、上そゑりぬき取道筋之家ニ預ケ置取申候、是も御ため惡敷奉存候、右のいろ／＼とりわけ御田地段々御賣被_レ遊候ハ、乍レ恐御子孫様之御ためよろしく御座有間敷候と、めいわくニ奉存候右之條々きこしめしわけられ、長右衛門儀御やく儀被_レ召上一被_レ遊候者、有かたく可_レ奉_レ存候以上

五月吉日

忠次郎印	山三郎印	旦那様
長左衛門印	久右衛門印	藤平様
庄二郎印	五之助印	兵右衛門様
吉藏印	久四郎印	彦兵衛様
佐五七印	茂兵衛印	團七郎様
次郎作印	歳三郎印	理左衛門様
市郎兵衛印	三四郎印	
市兵衛印	加助印	
八藏印	兵三郎印	
佐右衛門印	作兵衛印	
太郎兵衛印	善右衛門印	
源藏印	久三郎印	
助九郎印	半三郎印	
平四郎印	庄右衛門印	
久二郎印	牧右衛門印	
茂左衛門印	甚右衛門印	
助左衛門印		

(備考) 年號は記載して無いが元禄五申か四酉年頃のものかと思はれる。

(二) 高坂道伯書狀の一節

道白印

福ノ十二月吉日

(貞享元子年か)

香坂權兵衛殿

同 平太夫殿

一 我等はて申候のち田地ひくわん共をうり不申候様可被仕候
第一 ひくわん共の義成ほとねんころ仕候而つかい可被申候身
代ならぬ者をひとり立可被申候家などくつれ申候者はいよ
く作らせ候てひくわん一人もすてぬ様ニ可被仕候我等の未
をほとおしく御取志をはゆるし申事もよく々此方のそんニな
らん一人もつぶれ不申候様仕度候三百石の田地のやく人無之
候而ハふつと成不申候間其分よく心得可被申候權兵衛此
方へ參候てひくわん共いなものニ成申候と人々ニ不被申候様
ニ分別可有候こはらふんへつニ而先ヲかんかへ候ては成申間
敷候

三 御館の家の盛衰

徳川時代に入つて當地は、當初は天領であつたが、元和の頃から近藤氏の知行所(私領)となり、更に幕末の頃はまた天領になつた。高坂家は戰國時代から引續いて此の地に住んだが、徳川時代の初め頃は天領の代官の如き役人と

第二章 伊那の被官と主家の個別的な研究

して勤めて居たものゝようで、私領になつてもほゞ同様にして、應長、元和、寛永、正保、慶安の年代まで高坂仁兵衛、高坂五郎右衛門等が盛んに活躍したと思はれる文書が見える。

然るに明暦、萬治の頃に至り、何かの事件が起り高坂家は主人が村から追放されるに至つた。此の事件は明かでないが、數年間に亘る年貢問題について惣百姓が連判状を作り代表者肝煎權左衛門より目安所へ訴出で、五郎右衛門に對して取調が行はれた時の答辯書の控があるから、或はそれ等に關係があつたのではあるまいか。

寛文十年及び十二年の文書によれば、それより數年前に高坂家の主人道白が大草村を追放され、家を離れて高遠城下へ浪人として居住してゐたことが窺はれる。此の道白は五郎右衛門の改名したものかと思はれる。元祿八年の訴訟文書の中に當時のことを述べて、「道白八十に及、歸參仕候へば、諸事中絶仕り、其上老盲致候故、年貢御役儀等は組頭指圖次第に仕置候、尤下人又兵衛に爲賄申候故判形をも渡し置候」とあるから相當に老齡になつて歸郷を許されたのであらう。しかし延寶五年に道白と下平の左源太との和睦の書類があつて、此の頃は道白は大草に居て下平家の幼主左源太の後見世話をした模様が見られる。それから數えて見ると七十餘歳のときに歸郷して、浪人中に衰微した家の經營に當つたのであらう。道白の嫡子權兵衛宗次はその當時高遠城主鳥居左京亮の家臣で、君公に忠義を盡していたが、その數年後に官をやめて郷里の老父の下に還り、孝養に勵み則ち困勞を作して倦むことなし、といつてその師友から詩歌を送つて惜しまれた詩文が残つてゐる。

寛文年間に主人父子不在のまゝ名田三百石の「耕地」は、被官頭の支配の下に各被官がそれ／＼各自の耕作を續けていたが、その間に村の名主、組頭に田地を横領されたり、被官達が主人の不在のため干渉のない機會を利用して我儘の行爲をするような状態になつた。主人の道白は遙かに高遠の浪宅から大草村の耕地の管理權を主張したり、或は

また幾度も訴訟して被官達の増長を抑えようと力めたのであつた。それは次に掲げる文書によつて事情がよくわかる。

一 札之事

一 我等儀大草村を立退申ニ付而、手前跡田地之儀、御公儀方被官之者共ニ被仰付、御百姓仕候處ニ被官共之内御年貢御未進仕、田畑書入ニ致、其方より米金借用申由、我等大草、罷歸候共貴殿方金千米御借シ候分ハ被官共仕置候手形ノ通り、我等方々米金返弁仕、急度埒明可申候、ミのわた庄吉分ハ兼而溝口九郎兵衛被申候通、貴殿へもより能少々之所はいかにも相渡し可申候此方へつき能分は御返し可被成候、右之趣たとへ一揆徳政御國替り御代官替り志ち返し何様之御法度御座候共、少も違亂申間敷候爲後日如此ニ御座候以上

寛文十年戌

香坂道白印

七月廿三日

同 權兵衛印

證人

同 彌兵衛印

溝口九郎兵衛印

鹽澤伊兵衛殿

同 喜兵衛殿

一 札之事

一 我等牢人仕候跡ニ而被官共御未進仕候ニ付田畑貴殿へ書入致し金子米借り申候分、歸參仕候者急度相濟シ可申候
一 庄吉分田畑山林ともニ、茂平次分山田、甚九郎分ミのわた

第二章 伊那の被官と主家の個別的研究

畑作右衛門分もよりかへのはた右合四ヶ所、永代に賣り申候

由、少も相違御座有間敷候、右庄吉分之内多の木田古屋敷畑右之敷錢ニ而此方へ御返し可有之、右此度あいたいを以指引申事ニ候間、以來脇々のれいニ被成間敷候加様ニ相定申上ハたとへ一揆徳政御國替田地返し質返し何様之白札之御代に被成候共於此儀ニは少も相違仕間敷候爲後日一札如件

寛文拾貳年

香坂道白印

子ノ九月廿日

同 權兵衛印

香坂彌兵衛殿

同 作右衛門殿

御せう申上候事

道白高遠に罷有田名田しはい仕候事申分ニハ成申間敷候大草村ニ喜兵衛名田ニ左太夫と申者罷在候而も、澤總兵衛ニ名田より申候所ニ喜兵衛子共親之名田より申事きこへ不申候とて斷仕候而名田之代金受取申候加様の義共御座候道白高遠ニ罷有候而名田ひくわんしはい被仰付候とて申分ニハ成かたく存候喜兵衛子共高遠ニ罷有大草之名田しはい仕候金子ヲ取申候れいも御座候
一 大草御百姓中道白兩度之御せうニ連はんヲも仕候上ハ御百姓中氣をやふり申事いかゝに存候而御公儀様御やくめいわくと被申候や御やくきハ御意次第ニ道白可仕候、道白ふ代ひくわ

ん頭と申上候共御取上被下間敷候主の名田をのそし申事さ共
ふとき成義ニ存候藏長やしも可仕と存候而家迄作り申候外聞
もめいわくニ存候せひ共何ヶ度も御せうにて御座候

うし十月十四日
(延寶元年)

紋兵衛、佐右衛門、次右衛門 道白
權九郎、長兵衛、九右衛門
兵四郎、團四郎

かくて主人の道白は領主から宥されて大草村へ歸參し、「田地山川先規の通り残らず下渡され」たが、既にその時は七十餘歳の老齡に達していたので、家來（下人）の又兵衛に任せて困窮の家の經營をした。餘程困つて居たものと見えて、親類から給與米を受ける程であつた。その窮狀を見兼ねて嫡子の權兵衛は貞享か元祿の初め頃から高遠藩士をやめて郷里へ還りその老父に孝養をつくしたのであらう。此の權兵衛が歸郷後に休悦と言つたのかと思はれる。

上伊那郡史によれば、高遠城主鳥居左京亮忠常は、「元祿二年夏馬場先門の警衛を命ぜられ家士を遣はして守らしむ、頃は七月半盂蘭盆會にあたり、殘暑酷烈なりしかば、番士の人々納涼のため番所を明けて御橋の上を逍遙したる中に、高坂權兵衛（百石を領す）は、八代洲河岸の表長屋に琴を彈する音を聴き餘りに面白さに如何なる容貌の彈人か一目見んと思ひ、しばらく躊躇して去らず、此長屋は御側衆平岡美濃守の妾を置きし所なるが、其夜は美濃守此に遊宴せし故、高坂は忽ち捕へられ町奉行所に差出さる。高坂様々に陳調すと雖も、大切の御番所を明したる咎遁れ難く、終に死罪に行はる。左京亮も監督不行届の康を以て閉門仰付らる。忠常（中略）自刃す。時に元祿二年七月二十三日の夜なり。（中略）高遠の城地を沒收せらる。」とあつて、此の事件のために高坂權兵衛は死罪となりその子息は遠島の罪に行はれ、その妻は息子達と一緒に配所に暮したのである。此の死罪の權兵衛は休悦の息子の平太夫が改名したもので、千助は平太夫の子、休悦の孫に當るものであらうか。

證文之事

高坂仙助同彌三郎儀兼々上野宮靈迄奉願候所、今度以御慈悲遠

嶋御赦免被遊一類共方へ引取可申旨被仰渡候ニ付御渡被下信州
下伊那郡大草村能任候一類共之内、私儀無相違受取之、則彼地

召連被越候數年御介抱被成被下候所一家之者共不殘難有仕合奉
存候仍而證文如件

元祿七年戊壬五月廿九日

奉願五人之内請取人

大草村 高坂吉左衛門 印

證人 篠崎六郎兵衛 印

細田五郎左衛門 印

井關五右衛門殿

○千助おまん訴訟關係文書

一 休悦方おまん方へとの五月廿日との垣御りやうち、せつ
しやだい／＼のミやうでんの内、ミやのまへと申所にて五拾
俵の書付はんきやうにてもらひ申候よし申上候此きハおまん
休悦へたつてねかい申ニつきごう中のれいほうをもしつねん
仕候へてのぎに御座候、今程は休悦も郷中のれいほうをかん
かへおんまにてんぢわりくれ申ましきと申候御事

一 大草村のぎハ、せんねんよりたかひきの儀、一せつれいほ
う御座なく、其上御公儀様より、御はつとかきにもでんぢわ
り申儀かたくむやうとおほせつけられ候、ことに拙者でんぢ
せんぞよりたい／＼一セ一ぶなりとも、なんによとも、そ
しへわり申たるぎ御座なく候へはしんぼうにでんぢすししも
わり申儀まかりなり申さす候御事

一 おまん儀休悦方のちハ、流らうをも可仕とめいわくのた
ん申上候き、そんじのほかなる申ふんに御座候拙者しんたい
罷成申さす候へ共、一もんともさうたんにて、おまん方へ一

第二章 伊那の被官と主家の個別的研究

ねんに米十俵、ミそ大豆たき木ともに出し置申候此上ゑんに
も付申さす候ハ、すへ／＼とてもその通に可仕御座候
間、るろういたすへきこと御座なく候御事

おほそれらなから口上書ニ而申上候御事

一 わたくしおや休悦方々との五月廿日ニ、こんとうくない
殿御りやうちの内、ミやのまへと申所ニ而御年々高五拾俵め
の所書付はんきやうにてもらひ申候、きよねん千助並はと
もに、江戸方休悦御せう申上、罷かへり申候ゆへ、わたくし
さきだつてもらひをき申候でんはたわり可申候よし申候へ
は、千助はてんぢわり申ましきよし申候て、らちあけ申さ
す候ゆへ、休悦はらうもう仕申候、わたくしは女の儀に御座候
へハ、何ともめいわく仕申候、千助事はわたくしもらひ申候五
十表めわり申候ても、御ねんぐたか百六十表めよ、そのうへい
ゑやしきひくわんとうまでかこいたし申候、わたくし事ハ
おや休悦方もらひ申候でんぢ五十表めはかりにて御座候、こ
れをわり不し申候へハ休悦きはよめい御座なく候へハ、わたく
し事流らういたし申候方ほか御座なく、めいわくに奉存候、
あわれ御ぢひニきこしめしわけられでんぢわり申候やうにお
ほせつけられくたされ候ハ、ありかたく可仕奉存候御事

三月十三日

ま ん

唐澤 源太夫様

渡部儀左衛門様

田畑出ス申事

一 我等田地ノ内御公儀高五十表め、其方へ出し申候場ノ所ハ宮ノ前田地之内立石方畑ハたい畑ノ内ニて右五十表めニおうち而、御公儀米合五十表め我等末々迄永代けしやうめんニくれ申候、其方まかなひノ内ハ、右之田畑わり申間敷候、江戸ノ千助彌三郎歸參申候ハ、其年ノ田畑請取其方まかない御年貢御役義ともに其方相つとめ可被申候、ひくわんノ義ハ二セけんノそみ次第ニ取可被申候、自然外なにかと申候とも、我等ちひつちはんにてくれ申候上ハ、たれニてもこの義これある間敷候、爲後日書付如此候以上
元禄六年酉ノ五月廿日 休 悦

おまん方へ

乍恐返答書ヲ以申上候御事

一 去ル亥ノ年、拙者祖父休悦方へおまん達而願申候ニ付、拙者名田之内割候而くれ可申と一札出し置申候、然共大草村之儀ハ、先規ノ子供多持申候得而も、物領方外ハ田地一切譲不レ申候例法之由親類共申聞候得ハ、休悦申候ハ我等老盲故所之例法致失念ニおまん方へ一札出し置候得共、新法ニ罷成候間、おまんニ田地少茂くれ申候間敷と拙者方へ一札出置申候、然ル上ハ族ニ可レ仕様も無御座ニ候得共、おまん方へ出入ニ仕、御役人様方へ申上候所ニ、庄屋中被取變おまん方へ壹ヶ年ニ米貳拾表宛爲ニ扶持一方合力仕候様ニと達而被申候、母事ハ女之義、拙者ハ幼少ニ而何之弁も無御座、其證文ニ判

仕候儀、今程ニ到殘念奉存候、休悦方亥ノ年拙者方へ出置申候一札御奉行所御預り置被遊候間、今度御返シ被下候様ニ奉願候御事

一 休悦方御未進借金分領ニ過キ讓申候、夫故代々之名田無ニ是非賣申候而、御未進并借金相拂申候得共、其借金於爾今過分ニ相残り、其上近年之不作故兩御年貢入分致不足ニ難儀仕候、殊ニ休悦子共兩人母共可レ參方無御座ニ候へハ、拙者介抱仕候御事
(略)

元禄十二年卯三月十二日

千 助印

中島藤吉様

嚙添證文之事

一 去ル五年以前亥ノ年出入有之、御私領方庄屋中御嚙ニ而合力米壹年ニ貳拾表宛其方一代出し申管ニ證文ニ而埒明申候所ニ、去年貴様縁付被成候ニ付、右合力米出し申間敷と申候ニ付今度出入ニ罷成候所ヲ、此加判之衆右廿表之合力米七分三分之御嚙ニ而宮内様御領分我等田地之内宮ノ前下作米拾貳俵町堀ノ内下作米貳俵右貳ヶ所ニ而拾四俵之所地方ニ而當年貴様一代出し申管ニ相定申候、然ル上ハ右拾四表之場所御年貢并御役儀共ニ其方へ一切掛ケ不レ申我等相勤可申候、右拾四表之場所不作有之候ハ、其方ニ而御檢見請御引方可被申受ニ候、但し御檢見貫之義ハ引高へ掛り申管ニ相定メ申候、右之田地用水かり敷山之儀ハ前々之通相合申管ニ相定メ申候

書様一代通候ハ、則右之田地并右之變證文共々三通御返し可レ
被成候加様ニ何茂御變ニ而埒明申上、縦御地頭様替り、御
代官様替り何様之義有之候共於此義ハ少も相違申間敷候
爲後日一變添證文仍而如件

元祿十二年卯潤四月十八日

大草村本人 千 助
惣被官代 覺 右 衛 門
御領方庄屋證人 善 兵 衛 印
源 六 印
彌 三 右 衛 門 印
七 郎 左 衛 門 印
半 右 衛 門 印
道 祝 印
御私領方長百姓變人 久 左 衛 門 印

右之通おまん千助出入ニ付去ル亥年我々共變ニ而相濟シ證文加
判出シ然處ニ、此度又再發申ニ付、何茂加判之衆御變御濟シ
被成候由、此度ハ地方ニ而おまん一代相渡シ可レ申候由、右之
通被相定ニ連判被成候、地方之義ニ付以後無相違ニ爲證據
之判形可レ仕由、名々被申候ニ付加判如レ此御座候以上
卯ノ潤九月十八日 證人 八 郎 兵 衛

文 藏 印
源 左 衛 門 印
利 左 衛 門
傳 右 衛 門
只 七 郎
七 十 郎
利 右 衛 門

おまん殿

また、名主八郎兵衛が、道白浪人中に横領したという孫藏名田の件についても、元祿八九年頃に訴訟をした。これ等の家の財産争いや訴訟等のために、道白歸參以來困窮の家計が益々行詰り、遂に元祿九、十年頃に相當多くの名田を手放すに至つた。これは主人千助幼弱のため家來山田角右衛門等が訴訟萬端の采配を振つたのである。

一 札之事

- 一、孫藏分田地出入相濟候事
- 一、貳表三斗三升壹合三勺貳才
- 八郎兵衛殿廿年過取被致候事
- 一、上りわた一ヶ年ニ四十七匁八分七厘六毛

第二章 伊那の被官と主家の個別的研究

是も八郎兵衛殿廿年之内過取被成候事
右貳口廿年之内たゞ算用次第江戸公事ニ仕候而も不殘うけ
取可申候達而申候所常泉寺御變右過來常泉寺様千助方々御も
らひ被成八郎兵衛殿へ被遣又田畑之儀ハ不殘取返し千助方へ
御渡し被成候御扱ニ候へ共其方立承引不仕候ニ付我等共立合

埒明ヶさせ申候若千助成人仕其方共不請取故過米取不申候と
立腹仕候は我等共申わけ可致候間御變ニ而相濟候へとむりニ
埒明ヶさせ申候爲後日如件

元祿九年子ノ二月五日

細田理左衛門印
高坂兵右エ門印

角右衛門殿
佐平殿
吉兵衛殿
庄右衛門殿
甚右衛門殿

更にまた、寶曆十三年には高坂家の主人源五郎が、全耕地、被官、小作關係共一括して、大河原村前島家へ借金の擔保として書入れたこともあつた。かくて盛衰浮沈を繰返し、借金に苦しみ乍らも、高坂家の家系を誇りつゝこの家は續いたのである。

借用申金子之事

一 金百九拾六兩壹分者 但文字金也 此利足壹割

右體ニ今日借用仕年々御年貢御未進弁納并借金方皆濟償申所
實正明白ニ御座候右金返濟方ハ小作人帳面差出し御預ヶ置候
通り米高三百七拾九俵四升ハ田方分、大豆九拾壹俵壹斗四升
壹合ハ畑方分

右之内 米貳百貳拾三俵三斗一升五合六勺七才ハ年々御年

貢諸役貫皆濟上納分

大豆百六拾七俵六升三合 惣勘方並ニ借金無盡返

濟米諸入用拂方分

引殘而米合七拾九俵貳升貳合三勺三才也 惣皆濟賄餘り米

此米高八拾俵高詰可申約束ニ御座候事

右之殘米大豆ヲ以、年々豐年ニ作立可相納候間、其年々十一月

中旬立直段ヲ以元金皆濟被成下、何ヶ年ニても元金濟候後利
足金ニ御引取被成下、田畑下作有形ニ而行末々常太郎江其儘御
引渡シ被下候様ニ私身代御賄方今度改頼入申處實正明白ニ御座
候、尤惣被官門屋共一流御頼申入候處相違無御座候右金高元利
御皆濟申間ハ一流門屋共不作引等之御訴訟等決而不仕書面賄米
辻急度作立高辻合可申候、以御了簡御賄可被下候萬一不作又ハ
御立毛増納等候而も尤作埋一切彼是御咎等申上間敷候、若草損
等ニ而御約束辻高間違候而御引取永田畑御所持ニ被成下候而も
決而申分仕間敷候爲後日一家中加判并門屋共迄一流連印加判借
用證文一札仍而如件

寶曆十三年二月六日

大草村沖多本人 高坂源五郎
同 斷 同 常太郎

肝煎請人鹿嶋村 大島彦兵衛
同 斷 同 雄 角
總一家名代 下平仁助
私領方庄屋
右 同 斷 鹽澤貞右衛門
御領方庄屋 ○○○○
惣被官總代 糸 七
伊 長 三 郎 助

山方分 喜 助
里方分 庄 八
此外耕地々々ニ年寄共○○○

大河原村
前島右馬之丞殿

兵左衛門殿參

一 無盡并年賦金先達而質物ニ入置候田畑之分ハ證文へ書入置候儘御了簡之相定ニ御座候尤無盡年賦證文相濟候後ハ此度證文通り相違無御座候仍而附紙ニ而斷相立置申候以上

四 土地の賣買と被官の身分

家の盛衰に連れて土地の賣買が起り、それに伴つて被官の身分が問題になる。古いところでは慶長年間に代官手代をしていた香坂仁兵衛が百姓甚九郎より、その所有田畑の全部に被官善十郎を添へて買受けたことがある。それはまだ殿様氣分の多分に漾う時代である。かくて名田が漸次増加したのであつた。然るに代官手代の如き役人をやめて百姓になつた後の高坂家の元祿九年の家政改革の際には、被官の永代賣渡し、被官の身請、妻子共身代金を主家にて取つて農奴解放をしたといふ例もある。數年間係争の孫藏田地も結局は名主八郎兵衛に賣渡さねばならぬ經濟狀態に陥つたのである。

慶長十九年寅之御年貢御藏米一りうもまかないのてたて不罷成候故、我々かゝい申候田畑のこりなく相渡し申候しきせんとし
て米拾三俵五斗請取申、御年貢の御藏米相濟し申候、右之内只

今居申候本屋敷之儀、被官にて御座候善十郎も只今田地ニさし
そへ相渡し候見こみニ候へ共、御未進拂申きりくミニ殿様へ御
奉公申候間、若御國かい御代官替なと候へ、御のこし置候見こ

第二章 伊那の被官と主家の個別的研究

第三篇 被官百姓の研究

みニ候ハ、我々申分有間敷候、田地まかないニあまし申候ハ、甚右衛門殿頼入相渡し申候間、天下いか様の六ヶ處田地しにかへし御座候共、申分御座有間敷候爲後日仍如件

(證人 甚右衛門殿)

又次郎花押

寅之十二月八日

香 仁兵衛様

同 次助様

一札之事

此吉藏、半三郎と申被官貳ヶ世間金五兩貳分ニ永代賣渡、御年貢ニ相立申所實正也其方末代被官可被成候、加様ニ相定申上ハ質返シ入返シ何様之御仕置定御代ニ罷成候共、於此儀は少も相違申間敷候爲後日之仍而如件

元祿九年子ノ三月十八日

高坂千助

高坂五左衛門

細田理左衛門殿

同 徳千代殿

差上申一札之事

一 私永代身を請申代金ニ貳兩ニ相定、只今壹兩ハ指上ヶ申相残りハ來ル七月ほん前ニ急度指上ヶ可申候何方ニ罷在申候御かまい被下間敷候、尤いにしえのことくニ少も慮外かましき仕間敷候右之金壹兩滞申候へは右通御被官ニ被成可被下候少も其時異儀申上間敷候、爲後日之證文差上申候仍而如件

元祿九年

本人 門三郎印

二二二

子ノ三月廿八日

請人 兵三郎印

高坂千助様御内

山田角右衛門殿

指上申一札之事

一 私并妻子共々永代御暇被下置致候世忤身代金貳分指出上申筈御座候へとも、只今壹分差上申候相殘ハ調兼申候ニ付而御わび仕當暮差上可申候

一 何方へ罷出候共少も御構被下間敷候、尤私何方ニ罷在候共右之通、少も慮外ヶ間敷事仕間敷候爲後日仍而如件

元祿九年子ノ四月二日

本人 三四郎印

請人 茂兵衛印

右之金子壹分來ル十一月ニ

急度進上可仕候以上

高坂仙助様

御内

山田角右衛門殿

相渡申田地之事

一 孫藏分田地之内田畑ニ而御年貢米合四斗八九俵六升五合六才之所當丑ノ春々相渡シ申候其方代々之名田ニ可被成候拙者子孫之儀ハ不及申一門中ニ至迄少茂構無御座候右代金拾八兩髓ニ受取申處實正也(以下略)

元祿十年丑四月十九日

本人 千

家來 角右衛門 助

證人 國 七 郎
同 傳 右 衛 門

八郎兵衛殿

同 貞 右 衛 門

被官の賣買や身請け解放は稀に行はれた特殊のものゝ如く言う人があるが、鹽澤家の天明、文化、天保年代の多數の實例があり、この高坂家の慶長、元祿年代の文書を見ても、主家の盛衰に伴つて時々行はれたものであつて、之は徳川時代を通じての此の地方一般の慣行であつたと謂はなければならぬ。

被官としては公的には、田地所有の名義を表面に出すことが出來ず、印形の使用を必要とするときは主家の代判で済ましたのであるが、身請して後に田地高持となりて百姓名前を出せば、即ち平百姓として自分の印形を使用することになり、次のように印鑑届を村の名主役所に届出で登録したのである。

覺

一印 鑑 印

甚 四 郎

間印鑑差出シ申候以上

安政四己年

甚 四 郎

私義已七月々百姓名前御出シ被下候ニ付右印形今日より相用候

七月廿日

五 沖田耕地の仕來り

(一) 戸數と組合

沖田耕地は、以前は二十六戸の農家があり、殆ど全部高坂家の被官關係の者であつたが、現在は三十三戸で内高坂氏の被官關係の家が二十戸ある。別に高坂氏の土地に居る他より來住の者四戸と、高坂家の所有地以外の土地に居る者が八戸ある。

現在耕地内の各戸を左の組に分けてある。高坂家も仲間に加はつてゐる。

第二章 伊那の被官と主家の個別的研究

下組 十戸組 五戸組二組 道下 耕地中
中組 十戸組 五戸組二組 道上
上組 十戸組 五戸組二組

五戸組 祝儀愁歎の際の幹旋、貧困者の財産整理の際無盡講を起すこと等を五戸組にて一切世話する。夫婦其他のもの一戸にて二人宛手傳する。親戚よりも組の者の方が権限がある。

十戸組 五戸組より二人宛出ても、それにて手不足のときは他は十戸組から一人宛來て手傳する。

道上、道下 馬の斃死せるときは道上、道下にて協力する。それにてなお手不足のときは耕地中全部にて協力する。

耕地中 御館の祝儀の時の如きは耕地中全部來て世話する。親戚及び耕地中にて八十人位膳部に着く。これが爲め耕地中の娘息子も御酌其他雜事の手傳に來る。

世話の仕方は、五戸組の者は内勤とし、十戸組のうち他の者は外勤する。而して五戸組の者が一切他の者を指揮する。

(二) 親睦と共同

昔から當地方では、田畑山林を荒らす猪鹿狩をしたものであるが、猪を捕獲した時には、高坂家に捕物を持參し、耕地の者が集つて、主人と被官と共に爐を圍んで盛に飲食談笑した。それは戰國時代に主從揃うて出陣して苦樂を共にした昔を偲ばせる趣きがあつたと云う。

耕地内の役員としては次の如きものがある。

耕地惣代 公務關係、道普請、衛生等

園穀世話人 備荒貯蓄の斡旋

神社は以前は神明様（無格社）があつたが村社に合祀した。また氏神の湯ノ峯神社も同じく合祀した。

寺院は現在一同常泉寺の檀徒であるが、明治憲法發布後に、當地方に於て信教自由の聲があつたときに、次のような申合せをした。この契約は佛宗による葬式のことを決めたのみでなく、耕地内の慣行を守り、新規事業を起して他に迷惑を及ぼすことのないように取締りすることをも定めたもので、嚴重な制裁規定を設けてあつて、耕地内の團結の一斑を窺うに足るものがある。

契 約 書

今般丸山教會ニ付沖田耕地一同契約致候條項左ニ

第一條 丸山教會始メ諸神道派ニ轉宗致候義未タ其時勢ニ不致候間從前之通り佛宗ニテ相互葬式ヲ始メ諸事執行可致事

第二條 當耕地ノ義ハ相互親睦ヲ厚クシ從前之仕來ニ倣ヒ新規ノ事業ヲ起シ耕地内ニ迷惑ニ相成候義決シテ致間敷候萬一不
得已シテ事業ヲ起サントスル者ハ耕地一同ノ協議ヲ請ケ差支
無之ト認ムル事件ハ許可致スベキコト

第三條 第一條第二條ノ契約ニ對シ一已ノ了簡ヲ以テ違約スル
者アル時ハ耕地ヲ脱スルカ又ハ耕地附合ヲ不致諸神社佛格ニ

參詣シ同席スルコトヲ許サス耕地内諸共有物ノ持主ヲ脱ス右

違約ノ輕重ハ耕地内一同談示之上是レヲ定ムベキコト

第四條 此契約ニ付違約者アルトキハ談示之上惣代貳名ヲ定メ

違約者ヘ向ヒ談判ニ及ヒ可申事

右之通り一同協議之上契約致候上ハ相互相守リ可申萬一前條ニ
違約アリ相定メ之處分ヲ請クルモ其節被是申間敷爲メ一同調印
契約致置候處如件

明治二十三年二月一日

高 坂 徳 風

外二十九名署名捺印

共有地として山林十二町歩がある。この山林の管理は春秋二季の道普請、衛生大掃除、祭禮、蠶玉祭の際に一同集會するので、これ等會合の序に山見廻りすることになつてゐる。

第二章 伊那の被官と主家の個別的研究

三 勤め及び行事

以前には舊正月元日に耕地中が、薙一枚宛持参して主家に年賀に來た。主家にては酒と肴（田作、數ノ子、豆、昆布、牛蒡）を用意し、朝より晩方まで會宴する慣例である。此の日には前年の小作料勘定の濟まないものは「松立てぬ」とて、酒飲みにも來られない。高坂家で飲み終つてから、一同各戸を飲み廻る例であつた。二日より他へ廻禮に行つた。

御館衆は、南向村、片桐村の各部落の名主の所を廻禮する。各名主間に廻禮の慣行があつた。

その他被官が主家に對する仕事の手傳としては次の如きものがあつた。

味噌煮 上手の者を指名して頼む（貽馳走する）

柿剥き 夜なべに來る（貽馳走する）

繭掻き ユイの如き形にて頼む。

籾摺り 其他の農作業 必要に応じて手伝する。

四 園 穀

徳川時代天明七年より明治八年迄備荒貯穀した園穀を大草村に於ては明治十一年に各耕地へ配分して郷藏貯穀を繼續したが、沖田耕地に於ても之を實施し、明治十五年に字北ノ澤日影に郷藏を建設したが、明治二十五年に盜難に罹つたので其の後字いせやに轉設した。そして村より配分の園穀籾四十三俵餘を毎年必要の者に貸付けて利籾をとつたものと、地主小作に於て増貯穀したのを加へて大正五年末には百六十七俵餘に達した。此の園穀の運営は長い仕來りであつたので園穀取扱規則を設け、世話人三人を設け、高坂家の主人が惣理掛として統括して大正十年迄繼續實施したのであつた。

園穀取扱規則書

一、園穀取扱ニ付耕地内協議之上左ノ條件之通相定候事

第一條 大草村園穀并ニ耕地限リ小作高ニ而出穀相成候分共耕地一同盡力大切ニ保護可致事

第二條 右ニ付世話人三名ヲ協議ノ上撰定シ園穀取扱可然尤五ケ年ヲ期シ改撰スヘキ事

但世話人ハ協議ノ上萬事取扱可致事

第三條 穀貸付ハ該年作柄出来之凶豊ニヨリ斟酌可致事

但古穀ヨリ順操貸付可致尤利子ハ穀壹俵ニ付壹升ツ、出穀可致事

第四條 更穀又ハ鼠喰等ニ而損失之節ハ組合割ヲ以取計可申事

第五條 穀借請人ハ伍長江申出伍長ハ世話人江照會致而シテ貸

此の地方は漸次養蠶が盛んになり、農業經營の狀態も變化したのであるが、御館高坂家はその後蠶種製造家となり昔を偲ぶ「御北館」と稱して事業を經營することになった。

當地の次三男の人達は學校を卒業すれば、分家して赤穂町へ轉住する者が多かつたが、近年は東京へ出る者が多くなつた。他所へ出れば因習の深い農村の御館被官の關係もなく、自由の天地が拓けて居る。滿洲分村計畫が村民の間に深い關心を持たれはじめたのも注目に値するところである。

與スベキ事

但穀借請人事故アルカ又ハ凶作ニ而出穀差支候節ハ伍長ニ

而悉ナク出穀可致事

右條件耕地内一同協議之上取定メ候ニ付組内惣代トシテ伍長并

ニ世話掛調印之上後證ニ備フル者也

明治十五年七月一日 伍長 萩 原 虎 吉

(外五名省略)

世話掛 三石 恒 太郎

同 斷 高坂 源 太郎

同 斷 中 塚 宗 平

惣理掛 高坂 謙 輔

第二章 伊那の被官と主家の個別的研究